



乳幼児期の療育と発達保障

障害児通所支援の10年と今後の課題

中村 尚子

要旨 2000年代以降の地域療育政策の動向を振り返り、障害児通所支援制度の改善課題を検討した。支援費制度を端緒として、障害児福祉に利用契約、事業者の代理受領と日額報酬、費用の応益負担が導入された経過を整理し、障害者福祉と同様の枠組みである現行制度は、乳幼児が成人とは異なるがゆえの課題をもたらすことになったことに言及した。最後に障害児通所支援の今後にとって、児童発達支援センターの量的整備と機能を確かなものにするための基準の改善が必要であることを指摘した。

キーワード 2022年改正児童福祉法、障害児通所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス

考える。

はじめに

障害児通所支援は、2012年施行児童福祉法（以下、児福法）上、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」の4支援で構成されている。2021年6月、厚生労働省（以下、厚労省）内に「障害児通所支援の在り方に関する検討会」（以下、通所支援検討会）が設置され、そのあり方が検討された。検討会報告の一部は、2022年6月改正の児福法に反映された。

本稿は、障害児通所支援10年の経過をたどり、要求運動の立場から今後の課題を明らかにすることを目的とする。検討にあたって、2012年からやや遡及した2000年代初頭から、障害児の通園施策の変遷を概観する。主として厚労省関係の検討会での論点を整理し、施策に対して関係者が表明した意見を振り返ることとする。そこに、障害児通所支援の今後の改善につながる提起があると

なかむら たかこ
特定非営利活動法人 発達保障研究センター

1 2022年児童福祉法改正の焦点

2022年6月8日に成立した改正児福法は、障害児通所支援に関する、以下のような変更を行った。

①児童発達支援センターは、児童発達支援を提供する児童福祉施設であることのほかは、法のいう「その他の厚生労働省令で定める施設」（一般に「児童発達支援事業」といわれる施設）とその機能・役割の区別が法律上なされていなかった。改正によって、児童福祉施設としての目的を定めた法第43条に、「地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として」、「高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し」、家族や事業者等に対し、「相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設」と規定された。

「中核的な役割」、「高度な専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援」、「相談、専門的な助言」が意図する具体的な内容が、2024年4月の施行までに政省令や報酬として具体化されるこ

となる。児童福祉施設である以上、施設の設備・運営基準も改定されると思われる。

②児福法6条の定義条項中、医療型児童発達支援が削除された。関連する医療型児童発達支援給付等も削除となる。もともと医療型児童発達支援は、肢体不自由のある児童に「児童発達支援及び治療を行う」と定められ、児童発達支援に「治療」を付加した記述であった。医療型センターが担ってきたリハビリテーションの機能や肢体不自由児への療育支援をどのように引き継ぐのか、今後の課題である。

③児童発達支援と放課後等デイサービスの定義が以下のように変更された。

児童発達支援は、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練」（下線は筆者）の下線部が「動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援」に、放課後等デイサービスも、「必要な訓練」が「支援」に変更された。変更を求める意見は通所支援検討会でも複数あり、報告の児童発達支援に関する事項の「なお書き」として、「『適応訓練』等の文言は、障害を治すもの、克服すべきもの等と捉える表現であり、相応しくないという指摘もある」から、「他法令との整合性等の観点も含め、検討を深めることが望まれる」と書き込まれた。定義変更が児童発達支援、放課後等デイサービスのあり方にどう影響するかは不明である。

障害児通所支援開始前から、通園施設関係者が中心となって地域療育の中心的役割について検討し、厚労省も政策化をめざした経過がある。また

肢体不自由通園施設のもつ医療的機能の重要性と同時に保育士基準の低さなども指摘されていた¹⁾。しかし、実際には児童発達支援センターの役割等は法規定されないまま、児童発達支援という個別給付システムに変更し、その子細が書き込まれた2012年児福法が出発した。児童発達支援センターに関する今次法改正は、その内容の是非は横におくとしても、本来10年前になされるべきことであったし、機能等が法律に書き込まれなかつたのは当初から矛盾があったことの証でもあ

ろう。

2 心身障害児通園事業と支援費制度

筆者はかつて、児童発達支援事業の前身ともいえる心身障害児通園事業（以下、通園事業）の歴史と支援費制度導入、障害者自立支援法施行の問題点について論じた²⁾。障害児通所支援の課題を検討する上で、1990年代後半から2000年初頭、社会福祉基礎構造改革における障害児福祉再編の動向を理解することが重要と考え、その概要を述べる。

（1）障害者プランと障害児支援

「障害児支援」という名称は使われていないが、厚生省（当時）が障害児通園施設等の整備に関わる施策を積極的に打ち出したのは、「障害者プラン」（1996～2002年）である。児童発達支援センターを中心とする今日の地域療育構想の原型となる「地域における障害児療育システムの構築」が提起され、福祉圏域を念頭においていた障害児総合通園センター・通園施設と、市町村の通園事業が機能を分担して連携することをめざすとされていた。通園事業は通園施設が設置されていない地域において障害児が通所して支援を受ける場である。今日の児童発達支援事業と類似しているが、市町村が責任をもって運営するシステムであった点は、現在と異なる。障害者プランでは通園施設の設置目標などは示されず、通園事業のみ1,300ヵ所という数値目標が掲げられた。

『障害者白書』（内閣府）によれば、2002年の施設数は、通園事業632、知的障害児通園施設240、肢体不自由児通園施設88である。通園事業は住民のニーズに応えて自治体施策として開始できたために、規模は小さくても徐々に増加した。それでも障害者プランの目標値には至っていない。他方、児童福祉施設基準に従う通園施設の伸びはさらに緩やかだった。設置を推進する計画とその財政的保障がなければ、公立あるいは公設民営が主流であった通園施設が増加に向かうことは